

三木町学校給食センター整備等事業

募集要項

令和4年2月

三木町

目 次

第1.募集要項等の位置づけ	1
第2.事業内容	2
第3.応募者の備えるべき参加資格要件	5
第4.募集及び選定スケジュール	9
第5.応募手続等	10
第6.提案審査に関する書類の審査	14
第7.提案に関する条件	15
第8.契約に関する事項	18
第9.提出書類	20
第10. その他	22

第1. 募集要項等の位置づけ

この募集要項は、三木町（以下「本町」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した三木町学校給食センター整備等事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するために、公表するものである。

また、この募集要項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）のほか、本町が発注する調達契約に関し、公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

募集要項に併せ公表する次の資料を含め、「募集要項等」と定義する。応募者は募集要項等の内容を踏まえ、公募に参加するものとする。

1 事業契約書（案）：

本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（三木町学校給食センター整備等事業事業契約書（案）及び三木町学校給食センター整備等事業事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

2 基本協定書（案）：

事業契約の締結に向けて、本町と優先交渉権者との間の基本的な協約事項を示すもの

3 要求水準書（添付資料を含む。）：

本町が本事業の実施のために設立された特別目的会社（以下「事業者」という。）に要求する具体的な設計、建設、維持管理のサービス水準を示すもの

4 事業者選定基準：

応募者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

5 様式集：

提案書の作成に使用する様式を示すもの

第2. 事業内容

1. 事業名称

三木町学校給食センター整備等事業

2. 施設の管理者の名称

三木町長 伊藤 良春

3. 本事業の目的

本町では、三木中学校を除き、4 小学校全ての施設で「学校給食衛生管理基準」を満たすことができず、施設も老朽化している状況である。また、学校の敷地内には、自校方式の給食調理場を整備することは難しいことも踏まえ、令和 2 年 1 月に「三木町学校給食施設整備の基本方針について」を取りまとめ、新たに三木町学校給食センター（以下「新学校給食センター」という。）を整備する方針とした。

新学校給食センターは、従来の自校方式の良さを踏まえ、栄養教諭、調理員等の意見を取り入れ、食育の中心となるような施設とすること、三木中学校の給食調理場については、将来的には新学校給食センターに統合することも視野に入れて整備することが求められる。また、高度な衛生管理への配慮を行い、食物アレルギーを有する児童・生徒に対しても給食提供を行うなど、質的向上を図る一方で、維持管理経費について効率化を図る必要がある。

そこで、本事業は、新学校給食センターの整備（配送校の配膳室等の改修を含む。）を検討するにあたり、PFI 法に基づき、施設の設計業務、建設・工事監理業務及び維持管理業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者任せ、安全でおいしい給食を提供できる施設を整備するとともに、長期的な観点で施設の維持管理のコストの削減を目指すものとする。

4. 本事業の基本理念

本事業は、一日あたり 2,200 食（アレルギー対応食 30 食／日を含む）の調理能力を有する新学校給食センターを整備するとともに、所定の事業期間内において施設の維持管理を行うもので、以下に示す基本理念を十分に踏まえ、本事業を実施するものとする。

- (1) 安全・安心につながる設備・機能を有した施設整備
- (2) 多彩な献立の給食提供ができる施設の整備
- (3) 食物アレルギーに対応ができる施設の整備
- (4) 食育の推進
- (5) 災害時に対応した学校給食施設の整備

5. 本事業の内容

(1) 事業予定地

所在地：香川県三木町木田郡三木町大字鹿庭乙 255 番地
鹿庭コミュニティセンターグラウンド部分等
敷地面積：約 5,590 m²（概算）

(2) 事業概要

2,200 食／日（アレルギー対応食 30 食／日を含む）の調理能力を有する新学校給食センターの設計・建設及び維持管理を行う。

(3) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本町が事業者と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、新学校給食センターの設計・建設等の業務を行い、本町に所有権を移転した後、事業契約により作成された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 21 年 7 月 31 日までとする。

6. 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

なお、具体的な業務の内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。

(1) 設計業務

- ア. 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査、電波障害調査業務等）
- イ. 設計業務
- ウ. 本事業に伴う各種申請等の業務
- エ. その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 建設・工事監理業務

- ア. 新学校給食センターの建設業務
- イ. 厨房機器等の調達及び設置業務
- ウ. 什器・備品等の設置業務
- エ. 食器・食缶等の調達業務
- オ. 配送校の配膳室等の改修業務
- カ. 工事監理業務
- キ. 近隣対応・対策業務
- ク. 電波障害対策業務
- ケ. 本事業に伴う各種申請等業務
- コ. その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

- ア. 建築物保守管理業務
- イ. 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ウ. 外構等維持管理業務
- エ. 環境衛生・清掃業務
- オ. 警備保安業務
- カ. 修繕業務（大規模修繕を除く）
- キ. 本事業に伴う各種申請等業務
- ク. その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

7. 事業者の収入

本町は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、新学校給食センターの引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務の対価、維持管理業務の対価からなる。

8. 光熱水費の負担

新学校給食センター及び配送校の配膳室等の施設引渡し日以降に係る光熱水費は、本町が負担する（設計業務及び建設・工事監理業務に係る光熱水費は事業者の負担とする。）。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減を可能な限り図るよう業務を実施すること。

9. 事業スケジュール（予定）

- ・ 事業契約の締結 令和 4 年 9 月
- ・ 事業期間 事業契約締結日～令和 21 年 7 月 31 日
- ・ 設計・建設期間 事業契約締結日～令和 6 年 6 月 30 日（新学校給食センター）
事業契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日
（平井小、田中小、氷上小、白山小）
- ・ 開業準備期間 施設引渡し日～令和 6 年 9 月 1 日（新学校給食センター）
（※運営は、本事業の対象外とする）
- ・ 運用開始日 令和 6 年 9 月 2 日
- ・ 維持管理期間 施設引渡し日～令和 21 年 7 月 31 日（新学校給食センター）

10. 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本町でモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本町が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本町が提示した方法に従って本町が実施する。事業者は、本町からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本町から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合には、改善勧告のほか、サービスの対価の支払の延期や減額、契約解除等の措置の対象となる。

第3. 応募者の備えるべき参加資格要件

1. 応募者の構成等

- (1) 応募者は、複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）で参加することとする。応募グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- (2) 代表企業又は構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- (3) 応募者が、審査の結果、優先交渉権者として決定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮契約締結時まで設立するものとする。なお、代表企業は、応募グループのうち、最も高い出資割合を負担するものとする。
- (4) 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満かつ代表企業の出資割合未満とする。

2. 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理の各業務を行う者（SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれアからオまでの要件を全て満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、一方の企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。）が他方の企業の役員を兼ねている者をいう。

ア. 共通事項

代表企業、構成企業及び協力企業は、次の(ア)～(オ)までの要件を全て満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあつた者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事に係る有資格業者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。
- (ウ) 会社法第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあつた者でないこと。
- (エ) 三木町建設工事指名停止等措置要綱（平成元年三木町要綱第 3 号）、三木町物品の買入れ等に係る指名停止措置要綱（平成 23 年三木町要綱第 2 号）、香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和 59 年香川県告示第 456 号）、香川県物品の買入れ等に係る指名停止措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止期間中である者でないこと。
- (オ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。

- (カ) 本事業に係る「三木町学校給食センター整備等事業アドバイザー及び設計・建設モニタリング業務」に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に係る「三木町学校給食センター整備等事業アドバイザー及び設計・建設モニタリング業務」に関与した者は、以下のとおりである。
 - a. 株式会社 建設技術研究所
 - b. シリウス総合法律事務所
- (キ) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (ク) 代表企業、構成企業又は協力企業が、他の応募者又は他の応募者の協力企業として参加している者でないこと。
- (ケ) PFI 法第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ. 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、(ウ)の要件は、少なくとも 1 者がいずれかの要件にも該当すること。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 令和 3・4 年度三木町入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、未登録の場合で本事業への参加を希望する者は、参加表明書の提出時に、令和 4 年度三木町入札参加資格申請書を併せて提出すること。（申請内容は名簿登録の要件を満たすものでなければならない。また、これをもって名簿登録ではないため、速やかに申請手続きを進めること。）
- (ウ) 平成 23 年度以降に完了した延べ面積 1,500 ㎡以上の学校給食施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。

ウ. 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す(ア)から(エ)までの要件を全て満たすこと。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、建設業務の中心的役割を担い、かつ、建設業務を行う企業のうち SPC への最も高い出資割合を負担する者を建設業務の代表者（以下「建設代表者」という。）として定めること。建設代表者は、(ア)から(エ)の要件のいずれにも該当すること。建設代表者以外の企業にあつては、(ア)の要件に該当し、かつ、それぞれの担当工事については、(イ)の要件に該当することとし、(エ)の要件に該当する者を 1 者以上含めること。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 令和 3・4 年度三木町入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、未登録の場合で本事業への参加を希望する者は、参加表明書の提出時に、令和 4 年度三木町入札参加資格申請書を併せて提出すること。（申請内容は名簿登録の要件を満たすものでなければならない。また、これをもって名簿登録ではないため、速やかに申請手続きを進めること。）
- (ウ) 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査（直近のもの）における建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (エ) 平成 23 年度以降に完了した延べ面積 1,500 ㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。なお、共同企業体（JV）で施工した場合、JV の構成員数が 3 者の場合は、20%以上出資した者、2 者の場合は 30%以上出資した者について実績とみなす。

- (オ) 香川県内に建設業法上の営業所（本店又は支店若しくは建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）で定めるこれに準ずるものをいう。）を有する者であること。

エ. 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、(ウ)の要件は、少なくとも 1 者がいずれの要件にも該当すること。

- (ア) 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 令和 3・4 年度三木町入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、未登録の場合で本事業への参加を希望する者は、参加表明書の提出時に、令和 4 年度三木町入札参加資格申請書を併せて提出すること。（申請内容は名簿登録の要件を満たすものでなければならない。また、これをもって名簿登録ではないため、速やかに申請手続きを進めること。）
- (ウ) 平成 23 年度以降に完了した延べ面積 1,500 ㎡以上の学校給食施設の工事監理実績を有していること。

オ. 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、(ア)の要件については、全ての企業が該当し、(イ)の要件は、少なくとも 1 者が該当すること。

- (ア) 令和 3・4 年度三木町入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、未登録の場合で本事業への参加を希望する者は、参加表明書の提出時に、令和 4 年度三木町入札参加資格申請書を併せて提出すること。（申請内容は名簿登録の要件を満たすものでなければならない。また、これをもって名簿登録ではないため、速やかに申請手続きを進めること。）
- (イ) 平成 23 年度以降に完了した公共施設の維持管理業務の実績を有していること。

3. 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類の受付締切日とする。

4. 応募者及び協力企業の失格・変更

(1) 参加資格確認後、優先交渉権者決定までの期間

- (7) 代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。
- (4) 代表企業の変更は認められないが、構成企業又は協力企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、資格・能力等の面で支障がないと本町が認めた場合に限り、変更できることとする。
- (5) 第6の1に記載の三木町学校給食センター整備等事業事業者選定委員会の委員に、委員名の公表日以降において、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、失格とする。

(2) 優先交渉権者決定後、事業契約締結までの期間

- (7) 代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。
- (4) 代表企業の変更は認められないが、構成企業又は協力企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、直ちに失格とはせず、資格・能力等の面で支障がないと本町が認めた場合に限り、変更できることとする。

第4. 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	スケジュール
令和4年2月14日	特定事業の選定 募集要項等の公表
令和4年2月22日	募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会の開催
令和4年3月2日	募集要項等に関する第1回質問受付締切
令和4年3月中旬	募集要項等に関する第1回質問・回答の公表
令和4年4月1日	募集要項等に関する第2回質問受付締切
令和4年4月中旬	募集要項等に関する第2回質問・回答の公表
令和4年4月20日	資格審査に関する書類の提出期限（参加表明書、資格審査申請書等）
令和4年4月下旬	資格審査の通知
令和4年5月26日	提案審査に関する書類の提出期限
令和4年7月1日	提案審査及びヒアリング等
令和4年7月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和4年7月下旬	基本協定の締結
令和4年8月中旬	仮契約の締結
令和4年9月上旬	三木町議会の議決、事業契約の締結

第5. 応募手続等

1. 担当窓口

応募手続についての本町の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

三木町教育委員会教育総務課 施設係
住 所：〒761-0692 香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地
電 話：087-891-3313
F A X：087-898-1994
E メール：kyoikusomu@town.miki.lg.jp
本町ホームページアドレス：<http://www.town.miki.lg.jp/>

2. 応募に関する手続

(1) 募集要項等の公表

特定事業の選定を踏まえ、令和4年2月14日(月)に、募集要項等を本町ホームページで公表する。

(2) 募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会の開催

募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会を次のとおり開催する。

ア. 募集要項等に関する説明会

日時：令和4年2月22日(火) 午前10時30分から午前11時00分まで(受付：
午前10時00分から午前10時30分まで)
会場：三木町防災センター 3階 大ホール

イ. 事業予定地の見学会

日時：令和4年2月22日(火) 午前11時30分から正午まで
事業予定地：香川県木田郡三木町大字鹿庭乙 255 番地
鹿庭コミュニティセンターグラウンド部分等

ウ. 配送校の見学会

日時：令和4年2月22日(火) 午後1時30分から午後4時30分まで
配送校：平井小学校 香川県木田郡三木町大字平木 710 番地 1
田中小学校 香川県木田郡三木町大字田中 4620 番地 2
氷上小学校 香川県木田郡三木町大字氷上 2845 番地
白山小学校 香川県木田郡三木町大字下高岡 352 番地 1

(3) 募集要項等に関する第1回質問及び意見・回答

募集要項等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

ア. 受付期限：募集要項等公表の日から令和4年3月2日(水) 正午まで

イ. 受付方法：別紙1-1「募集要項等に関する質問書」に記入の上、第5の1記載の担当窓口にてEメールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。

ウ. 回答：令和4年3月中旬に本町ホームページで公表する予定である。

(4) 募集要項等に関する第2回質問及び意見・回答

募集要項等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

ア. 受付期限：第1回質問への回答の日から令和4年4月1日(金) 正午まで

- イ. 受付方法：別紙 1-1「募集要項等に関する質問書」に記入の上、第 5 の 1 記載の担当窓口により Eメールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。
- ウ. 回答：令和 4 年 4 月中旬に本町ホームページで公表する予定である。

(5) 資格審査に関する書類（参加表明書等）の受付

応募者は、資格審査に関する書類（参加表明書等）を次の期限に提出すること。なお、受付期限に遅れた場合は、応募できない。

- ア. 受付期限：持参の場合は令和 4 年 4 月 20 日（水）正午まで。郵送の場合は令和 4 年 4 月 20 日（水）必着。
- イ. 提出場所：第 5 の 1 記載の担当窓口
- ウ. 提出方法：持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、封筒の表面に「三木町学校給食センター整備等事業資格審査関係書類在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。
- エ. 提出書類：資格審査に関する書類（「第 9 提出書類」を参照）

(6) 提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

応募者は、提案審査に関する書類を下記の期限までに提出しなければならない。なお、受付期限に遅れた場合は、応募できない。

- ア. 受付期限：持参の場合は令和 4 年 5 月 26 日（木）正午まで。郵送の場合は令和 4 年 5 月 26 日（木）必着。
- イ. 提出場所：第 5 の 1 記載の担当窓口
- ウ. 提出方法：持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、封筒の表面に「三木町学校給食センター整備等事業提案審査関係書類在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。
- エ. 提出書類：提案審査に関する書類（「第 9 提出書類」を参照）
- オ. 提出部数：提案審査に関する書類は正本 1 部及び副本 10 部を提出すること。

(7) ヒアリングの実施

本町は、応募者に対し、令和 4 年 7 月 1 日（予定）に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途通知する。

(8) 審査の手順

- ア. 提出された資格審査に関する書類及び提案審査に関する書類が全て揃っていることを確認する。揃っていない場合は失格とする。
- イ. 応募者の応募資格等が本町の要求を満たしていることを確認する。満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ウ. 応募資格を満たしていると評価された応募者の提案審査に関する書類について事業者選定基準に従い、審査を行う。
- エ. 価格提案書に記載する提案金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額を記載すること。提案金額が、本町の設定した提案上限価格を超えている場合は失格とする。
- オ. 募集要項等で示す要件を全て満たしている提案をした応募者の中から、別に公表する事業者選定基準に基づき、三木町学校給食センター整備等事業事業者選定委員会による提案内容の審査と提案価格を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者として決定する。また、それに次ぐ提案を行った者を次点交渉権者として決定する。

カ. 優先交渉権者及び次点交渉権者となった応募者の代表企業に対して、令和 4 年 7 月上旬に決定通知を行う。

3. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案審査に関する書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 契約手続において使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本町は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本町が民間事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(5) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された応募書類については、変更及び返却はできない。

(7) 本町からの提示資料の取扱い

本町が提示する資料は、公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 公募の無効又は失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア. 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した応募書類
- イ. 事業名及び提案価格の記載がない応募書類
- ウ. 応募者氏名及び押印のない又は判然としない応募書類
- エ. 事業名に誤りのある応募書類
- オ. 提案価格の記載が不明確な応募書類
- カ. 提案価格を訂正した応募書類
- キ. 1つの公募について同一の者からの 2 以上の応募書類
- ク. 応募書類の受付期限までに到達しなかった応募書類
- ケ. 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した応募書類

- コ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した応募書類
- サ. 提案上限価格を上回る価格を提示した応募書類
- シ. その他公募に関する条件に違反した応募書類

(9) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

4. 提案上限価格

2,840,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

第6. 提案審査に関する書類の審査

1. 三木町学校給食センター整備等事業事業者選定委員会

民間事業者の選定に当たり、三木町学校給食センター整備等事業事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）を本町に設置する。事業者選定委員会は、応募者から提出された提案の審査を行う。

2. 審査方法

審査は、事業者選定基準に従い資格審査と提案審査に分けて実施する。提案内容及び提案価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本町が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

3. 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、事業者選定基準を参照すること。

資格審査	・応募資格に関する審査
提案審査	・事業計画の提案に関する審査 ・設計業務の提案に関する審査 ・建設・工事監理業務の提案に関する審査 ・維持管理業務等の提案に関する審査 ・応募者独自の提案に関する審査（地元雇用、地元企業の参画等の地域経済への貢献等） ・提案価格に関する審査

(1) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

本町は、最優秀提案の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

ただし、最優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

(2) 優先交渉権者決定通知及び審査結果の公表

優先交渉権者決定後、速やかに応募者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

第7. 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、応募書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1. 立地条件等

新学校給食センター事業予定地

新学校給食センターが立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

建設計画地	香川県木田郡三木町大字鹿庭乙 255 番地 鹿庭コミュニティセンターグラウンド部分等
敷地面積	約 5,590 m ² (概算)
地域地区等	指定なし
接道道路	東側道路
給排水	給水設備については、令和 4 年度に本町にて東側道路の配水本管から当該地前面道路まで給水管を延伸するので、給水管に接続すること。 汚水については、汚水管が当該地前面道路に布設されていないため、令和 4 年度に本町にて汚水管の延伸を行うので、本町環境下水道課と協議の上、汚水管に接続すること。
都市ガス	なし

2. 施設の設計、建設・工事監理、維持管理の提案に関する条件

施設の設計、建設・工事監理、維持管理の提案に関する条件は、第 2 の 6 本事業の対象範囲で示す事業者の事業範囲及び要求水準書に示すとおりとする。応募者は、これらの条件を踏まえた上で、応募書類を作成するものとする。

3. 業務の委託

事業者は、事前に本町の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、維持管理業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本町の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本町は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4. 資金計画・事業収支計画に関する条件

- (1) 食数は 2,200 食/日 (アレルギー対応食 30 食/日を含む) とする。
- (2) 割賦金利の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、割賦手数料は基準金利と応募者の提案による利鞘 (スプレッド) の合計とする。提案提出時に使用する基準金利を 0.4% とする。
- (3) 提案提出時の資金調達計画書・資金収支計画書作成に当たり、設計及び建設工事等業務のサービスの対価のうち、新学校給食センターに係る一時支払金は、国庫補助金 (学校施設環境改善交付金) 及び地方債をもって充てる予定であり、その計算式は次のと

おりとする。なお、提案書には、消費税及び地方消費税相当額（消費税率：10%）を除いた金額を記載すること。税抜き金額の端数処理方法については、小数点以下切り捨てとする。

一時支払金（消費税及び地方消費税相当額含む）＝(ア)＋(イ)＋(ウ)

「(ア)：学校施設環境改善交付金相当額（171,838,000円）」

「(イ)：学校施設環境改善交付金対象経費分地方債相当額（154,400,000円、十万円未満切り捨て）」

「(ウ)：その他地方債相当額（事業契約書（案）別紙4表2の「ア施設費」のうち建設工事費（厨房機器等の調達及び設置費・外構工事費を含み、什器・備品等の設置費、食器・食缶等の調達費、配送校の配膳室等の改修工事費は除く。）及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額－(エ)）×75%（ただし、十万円未満切り捨て）」

「(エ)：学校施設環境改善交付金対象経費相当額（343,679,200円）」

なお、当該交付金相当額は、令和3年度の交付金基準額をもとに算定した数値であり、実際の支払額は令和6年度の基準額により算定した数字とする。

- (4) 設計及び建設工事等業務のサービスの対価のうち、配送校の配膳室等の改修工事費に係る一時支払金（4校分の合計）は、国庫補助金（学校施設環境改善交付金）及び地方債をもって充てる予定であり、その計算式は次のとおりとする。なお、提案書には、消費税及び地方消費税相当額（消費税率：10%）を除いた金額を記載すること。税抜き金額の端数処理方法については、小数点以下切り捨てとする。

一時支払金（消費税及び地方消費税相当額含む）＝(ア)＋(イ)＋(ウ)

「(ア)：学校施設環境改善交付金相当額（21,636,000円）」

「(イ)：学校施設環境改善交付金対象経費分地方債相当額（32,200,000円、十万円未満切り捨て）」

「(ウ)：その他地方債相当額（事業契約書（案）別紙4表2の「ア施設費」のうち建設工事費（配送校の配膳室等の改修工事費）及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額－(エ)）×75%（ただし、十万円未満切り捨て）」

「(エ)：学校施設環境改善交付金対象経費相当額（64,915,400円）」

なお、当該交付金相当額は、令和3年度の交付金基準額をもとに算定した数値であり、実際の支払額は令和6年度の基準額により算定した数字とする。

- (5) 施設費にかかる消費税については、令和6年度の施設引渡しが完了した時点で一括して支払う。維持管理業務のサービスの対価に係る消費税は、維持管理費、その他の費用の区分ごとに、その相当額を支払期ごとに支払う。

5. 本町の費用負担

大規模修繕費の費用については、本町が費用負担するものとする。

6. サービスの対価

事業契約書(案)別紙4及び別紙5に基づく。

7. 本町による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約書(案)別紙 2 に基づく。

8. 土地の使用

本事業の事業用地は本町の町有地であり、事業者は、工事着手予定日から施設引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本町が所有する事業用地を無償で使用することができる。

9. 保険

事業契約書(案)別紙 3 に基づく。

10. 本町と事業者の責任分担

(1) 責任分担に関する基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、本町が負うべき合理的理由があるリスクについては、本町が責任の一部又は全部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

11. 財務書類の提出

事業者は、維持管理業務期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して 3 箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを本町に提出し、本町に監査報告を行うこと。また、本町は当該財務書類を公開できるものとする。

第8. 契約に関する事項

1. SPCの設立等

応募者が、本事業の優先交渉権者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業の実施のために代表企業及び構成企業の出資により SPC を三木町内に設立することとする。なお事業用地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本町の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

2. 契約手続

(1) 契約の条件

優先交渉権者と本町は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC 設立後、速やかに仮契約の締結を行う。また、PFI 法第 9 条及び議会の議決に付すべき契約の規定により、三木町議会で議決された時に本契約になるものとする。

(2) 契約の解除

優先交渉権者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該優先交渉権者が第 3 の応募者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないことがあり、仮契約を締結しているときはこれを解除することがある。

3. 契約の枠組み

(1) 対象者

SPC

(2) 契約締結時期及び事業期間

仮契約 令和 4 年 8 月中旬

三木町議会の議決 令和 4 年 9 月上旬

事業期間は、事業契約締結日から令和 21 年 7 月 31 日までとする。

(3) 事業契約の概要

事業者が本町を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本町の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

4. 契約金額

契約金額は、優先交渉権者の提案価格に、当該提案価格中の消費税等課税対象額に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

5. 契約保証金

事業契約書(案)第 34 条及び第 56 条に基づくものとする。

6. 事業者の事業契約上の地位

本町の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、応募者等が保有する SPC の株式については、本町の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

第9. 提出書類

1. 応募時の提出書類

応募時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集（資格審査・提案審査）及び様式集（提案審査に関する書類）作成要領を参照のこと。

(1) 資格審査に関する書類

① 資格審査に関する書類	
・ 公募型プロポーザル参加表明書	(様式 1-1)
・ 資格審査申請書	(様式 1-2)
・ 設計業務を行う者の資格等要件に関する書類	(様式 1-3)
・ 建設業務を行う者の資格等要件に関する書類	(様式 1-4)
・ 工事監理業務を行う者の資格等要件に関する書類	(様式 1-5)
・ 維持管理業務を行う者の資格等要件に関する書類	(様式 1-6)
・ 応募グループ、協力企業の構成表及び役割分担表	(様式 1-7)
・ 委任状（構成企業→代表企業）	(様式 1-8)
・ 委任状（代表企業用）	(様式 1-9)
・ 事業実施体制	(様式 1-10)
・ 会社概要書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・ 定款（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・ 決算報告書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年）	(書式自由)
・ 登記簿謄本（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	(書式自由)
・ 納税証明書その3の3（「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明。代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年）	(書式自由)
・ 納税証明書（香川県内に事業所がある場合。代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・ 完納証明（三木町内に事業所がある場合。代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
② その他	
・ 辞退届	(様式 2-1)
・ 構成企業又は協力企業に係る変更承諾願	(様式 2-2)

(2) 提案審査に関する書類

① 提案審査に関する書類	
・ 提案審査書類提出書	(様式 A-1)
・ 応募グループ、協力企業の構成表	(様式 A-2)
・ 価格提案書	(様式 A-3)
・ 価格提案内訳書 (別表含む)	(様式 A-4)
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
② 提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～4)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1～6)
・ 建設・工事監理業務等に関する事項	(様式 D-1～6)
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 E-1～7)
・ 応募者独自の提案に関する事項	(様式 F-1～2)
・ 計画図面等提案書類 (新学校給食センター)	(様式 G-1～17)
・ 計画図面等提案書類 (配送校の配膳室等の改修)	(様式 H-1～18)
・ 事業収支等提案書類	(様式 I-1～2)
・ 提案価格等提案書類	(様式 J-1～3)
・ 事業全体スケジュール	(様式 K-1)
③ 基礎審査項目チェックシート	(様式 L-1)

第10. その他

1. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、本事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとし、詳細については事業契約書に定める。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア. 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本町は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本町は、事業契約を解除することができる。
- イ. 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本町は、事業契約を解除することができる。
- ウ. 前各号により事業契約が解除された場合、事業者は、本町に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア. 本町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- イ. 前号により事業契約が解除された場合、本町は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 本町及び事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、本町及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、本町が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、本町は事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除することができる。

2. 応募の辞退

本事業の応募を辞退する者は、令和4年7月上旬に予定するヒアリングの実施前までに辞退届（様式2-1）を第5の1の担当窓口を持参又は郵送により提出すること。なお、ヒアリングの実施後の辞退は認めないものとする。